

今後の進め方について

(「2020年、30%の目標」(2020年までに指導的地位の女性割合を30%に)達成に向けた取組のフォローアップ)

平成 18 年 12 月 22 日 第 29 回基本問題専門調査会 (今回)

- ・基本問題専門調査会報告案 (資料 2) の検討

平成 19 年 1 月 ~ 2 月 (目途) 第 25 回男女共同参画会議

- ・基本問題専門調査会における検討結果を報告

参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べることができる (男女共同参画社会基本法第 22 条第 3 号)。

平成 19 年度以降

- ・毎年 1 回、内閣府男女共同参画局において、「2020年30%」の目標のフォローアップを実施、公表